

エンジョイ IP フォン利用規約

第1章 総則

(規約の適用)

第1条 エンジョイ IP フォン利用規約（以下「本規約」といいます）は株式会社エディオン（以下「当社」といいます）が提供する IP 電話サービス「エンジョイ IP フォン」（以下「本サービス」といいます）について定めるものです。

2 本規約は、当社が提供するエディオンネット契約約款の一部を構成するものです。エディオンネット契約約款と本規約で異なる定めがある場合、本規約が優先して適用されるものとします。

3 本規約は、本サービスに関する当社と本サービスの利用者（以下「利用者」といいます）との間の一切の關係に適用され、利用者は本規約を誠実に遵守するものとします。

(規約の変更)

第2条 当社は、以下の場合に、当社の裁量により本規約を変更できるものとします。

①本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき

②本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2 当社は、前項第2号による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日までに、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容とその効力発生日を、事前に相応の期間をもって当社のホームページ (<https://www.enjoy.jp>)、店頭配布物、掲示などで通知します。

(用語の定義)

第3条 本規約における用語は以下の通り定義します。

(1) VoIP (Voice over IP) とは、ネットワーク上で音声通話を実現する技術の総称です。

(2) IP 電話とは、音声通話に VoIP の技術を用いた電話サービスをいいます。

(3) TA (Telephony Adapter) とは IP 電話を利用するためにモデムと接続する装置です。

(4) IAD (Integrated Access Device) とは IP 電話機能付きモデムです。

(5) ADSL タイプ1 とは電話回線共用タイプの ADSL で現在の電話回線をそのまま ADSL と共用できます。

(6) ADSL タイプ2 とは専用回線タイプの ADSL で、ADSL 専用に新規に回線を引くタイプです。

(7) FTTH (Fiber To The Home) とは、家庭で使う光ファイバーのことです。NTT では B フレッツ、フレッツ光プレミアム、フレッツ光ライトまたはフレッツ 光ネクストという名称で提供されています。

(8) FWA (Fixed Wireless Access) とは、加入者系無線アクセスのことです。

(9) CATV (Community Antenna TeleVision) とは、同軸ケーブル又は光ケーブルを用いて伝送する有線のテレビのことです。

(本サービス)

第4条 本サービスは、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTTcom」といいます）が提供する VoIP 基盤ネットワークを利用して提供します。

2 本サービスは IP 電話を通じ、以下に定める範囲の音声通話を契約者に対し提供します。

(1) エンジョイ IP フォン契約者間の IP 電話（「050」で始まる番号）同士の音声通話。

(2) エンジョイ IP フォン契約者と NTTcom の VoIP 基盤ネットワークを利用する提携プロバイダの IP 電話サービス契約者との IP 電話同士の音声通話。

(3) エンジョイ IP フォン契約者と NTTcom が定める他事業者 IP 電話サービス契約者への IP 電話同士の音声通話。

(4) エンジョイ IP フォン契約者と国内の一般加入電話、国内の携帯電話、国内の PHS、国際電話への音声通話。

- 3 FTTH、ADSL タイプ 2、FWA、CATV 網のいずれかで利用を行なう場合、110、119、117 等の 3 桁番号及び 0120、0570、0990 等で始まる番号への発信はできません。
- 4 本サービスを変更する場合で、本規約の変更を伴う場合は、第 2 条の定める変更手続きによるものとします。

(申込の条件)

第 5 条 本サービスの申込み条件は以下のとおりです。

- (1) FTTH、ADSL タイプ 1、ADSL タイプ 2、FWA、CATV 網のいずれかでエディオンネット利用を行なう契約者。ただし、「SoftBank コラボプラン (e)」、「SoftBank コラボプラン」、「エンジョイ BB プラン (スタンダード)」、「エンジョイ BB プラン (ステップ)」の契約者は申し込みいただけません。
- (2) 利用者は、本サービスの利用に必要な TA、IAD 等の IP 電話対応端末機器を、買取り又はレンタルにて利用者自身で用意するものとします。
- (3) 契約者回線の伝送帯域が、約 128kbps 以上、リンク速度が約 300kbps 以上の IP 通信が可能である場合に限るものとします。

(通話の品質)

第 6 条 本サービスは ADSL、FTTH、FWA、CATV を利用した IP 電話サービスのため、契約者の宅内環境及びネットワークの状況により利用出来ない場合や、遅延・エコーなどが発生し通話品質が低下する場合があります。

第 2 章 利用契約

(利用契約の申込み)

第 7 条 本サービスの利用を希望する者は (以下、「申込者」といいます) 本規約を承諾した上で、当社が指定する所定の手続きに従い申込みを行ないます。

(利用開始日)

第 8 条 利用開始日は、当社が指定する所定の手続きにより申込を受付た日とします。

- 2 利用開始日より、本サービスの利用契約は成立したものとします。

(電話番号の付与)

第 9 条 利用者には 1 契約に対してエンジョイ IP フォン専用の「050」から始まる IP 電話番号を 1 つ付与します。

- 2 利用者は、一度付与された IP 電話番号及び VoIP ユーザ ID、VoIP ユーザーパスワードの変更はできません。

(通話の一般加入回線への切り替え)

第 10 条 以下に記載の通話は本サービスのサービス対象外となり、利用者が既に契約している通信事業者の電話サービスで発信され、当該通信事業者から通話料が請求されることとなります。

- (1) 船舶電話、伝言ダイヤル、ポケベル等への通話。
- (2) 110、117、119 等の 3 桁番号サービスへの通話。
- (3) 0120、0570、0990 等で始まる番号への通話。

2 以下に記載の場合は、本サービスの対象通話先であっても、利用者が既にご契約している通信事業者の電話サービスで発信され、当該通信事業者から通話料が請求されることとなります。

- (1) TA と IAD が正しく接続・設定されていない場合。
- (2) TA および IAD のいずれか、もしくはいずれの電源が入っていない場合 (停電の場合も含む)。

- (3) IAD のファームウェアが発信者番号通知に未対応の状態、かつ発信者番号通知機能が付いている電話機で設定を解除していない場合または相手先電話番号の前に発信者番号通知「186」をつけてダイヤルした場合。
- (4) 相手先電話番号の前に「0000」（ゼロ 4 つ）をつけてダイヤルした場合。
- (5) 通信設備やネットワークのトラブルの場合。
- (6) 本サービスの通話切断が確実に行われていない場合。

(権利譲渡の禁止)

第 11 条 契約者は、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡することはできません。

第 3 章 料金等

(料金等)

第 12 条 本サービスの料金等は、次の項目からなります。

通話料	別表（1）に定める通話料
ユニバーサルサービス料	別表（2）に定めるユニバーサルサービス料
電話リレーサービス料	別表（3）に定める電話リレーサービス料

- 2 利用者が本サービスの利用契約の解除を行った後であっても、通話を行った通話料は解除を行った通話料に合算して請求を行います。

(本サービスの課金開始日)

第 13 条 本サービスの課金開始日は、契約者が本サービスの利用申し込みを完了した日とします。

別表

(1) 通話料

当社は、通話料を変更することがあります。その場合は、第 2 条の定める変更手続きによるものとします。

通話先	料金
エンジョイ IP フォン契約者間の IP 電話同士の通話	無料
エンジョイ IP フォン契約者と提携プロバイダの IP 電話同士の通話	無料
エンジョイ IP フォンから国内の一般加入電話網への通話	8 円 (税込価格 8.8 円) /3 分
エンジョイ IP フォンから他事業者の IP 電話への通話	8 円 (税込価格 8.8 円) /3 分
エンジョイ IP フォンから国内の携帯電話への通話	16 円 (税込価格 17.6 円) /1 分
エンジョイ IP フォンから PHS への通話	10 円 (税込価格 11 円) /1 分 通話毎に 10 円 (税込価格 11 円) 加算
エンジョイ IP フォンから国外の一般加入電話網への通話	以下の海外通話料のとおり

海外通話料一覧

国名	通話料金 1 分間
アイスランド共和国	70
アイルランド	20
アゼルバイジャン共和国	70

アゾレス諸島	35
アフガニスタン・イスラム共和国	160
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）	9
アラブ首長国連邦	50
アルジェリア民主人民共和国	127
アルゼンチン共和国	50
アルバ	80
アルバニア共和国	120
アルメニア共和国	202
アンギラ	80
アンゴラ共和国	45
アンティグア・バーブーダ	80
アンドラ公国	41
イエメン共和国	140
イスラエル国	30
イタリア共和国	20
イラク共和国	225
イラン・イスラム共和国	80
インド	80
インドネシア共和国	45
ウガンダ共和国	50
ウクライナ	50
ウズベキスタン共和国	100
ウルグアイ東方共和国	60
英領バージン諸島	55
エクアドル共和国	60
エジプト・アラブ共和国	75
エストニア共和国	80
エチオピア連邦民主共和国	150
エリトリア国	125
エルサルバドル共和国	60
オーストラリア	20
オーストリア共和国	30
オマーン国	80
オランダ王国	20
オランダ領アンティール	70
ガーナ共和国	70
カーボヴェルデ共和国	75
カザフスタン共和国	70
カタール国	112
カナダ	10
カナリア諸島	30
ガボン共和国	70
カメルーン共和国	80
ガンビア共和国	115
カンボジア王国	90

ギニア共和国	70
キプロス共和国	45
キューバ共和国	112
ギリシャ共和国	35
キリバス共和国	155
キルギス共和国	140
グアテマラ共和国	50
グアドループ島	75
グアム	20
クウェート国	80
クック諸島	155
グリーンランド	91
クリスマス島	20
グルジア	101
グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国	20
クロアチア共和国	101
ケイマン諸島	70
ケニア共和国	75
コートジボワール共和国	80
ココス・キーリング諸島	20
コスタリカ共和国	35
コモロ・イスラム連邦共和国	80
コロンビア共和国	45
コンゴ共和国	150
コンゴ民主共和国	75
サイパン	30
サウジアラビア王国	80
サモア独立国	80
サントメ・プリンシペ民主共和国	200
ザンビア共和国	70
サンピエール島・ミクロン島	50
サンマリノ共和国	60
シエラレオネ共和国	175
ジブチ共和国	125
ジブラルタル	90
社会主義人民リビア・アラブ国	70
ジャマイカ	75
ジョージア	101
シリア・アラブ共和国	110
シンガポール共和国	30
ジンバブエ共和国	70
スイス連邦	40
スウェーデン王国	20
スーダン共和国	125
スペイン	30
スペイン領北アフリカ	30

スリナム共和国	80
スリランカ民主社会主義共和国	75
スロバキア共和国	45
スロベニア共和国	100
スワジランド王国	45
赤道ギニア共和国	120
セネガル共和国	125
セルビア・モンテネグロ	120
セントビンセント及びグレナディーン諸島	80
ソマリア連邦共和国	125
ソロモン諸島	159
タイ王国	45
大韓民国	30
台湾	30
タジキスタン共和国	60
タンザニア連合共和国	80
チェコ共和国	45
チャド共和国	250
中華人民共和国	30
チュニジア共和国	70
朝鮮民主主義人民共和国	129
チリ共和国	35
ツバル	120
デンマーク王国	30
ドイツ連邦共和国	20
トーゴ共和国	110
トケラウ諸島	159
ドミニカ共和国	35
トリニダード・トバゴ共和国	55
トルクメニスタン	110
トルコ共和国	45
トンガ王国	105
ナイジェリア連邦共和国	80
ナウル共和国	110
ナミビア共和国	80
ニカラグア共和国	55
ニジェール共和国	70
ニューカレドニア	100
ニュージーランド	25
ネパール王国	106
ノーフォーク島	79
ノルウェー王国	20
バーレーン王国	80
ハイチ共和国	75
パキスタン・イスラム共和国	70
バチカン市国	20

パナマ共和国	55
バヌアツ共和国	159
バハマ国	35
パプアニューギニア	50
バミューダ諸島	50
パラオ共和国	100
パラグアイ共和国	60
バルバドス	75
パレスチナ	30
ハワイ	9
ハンガリー共和国	35
バングラデシュ人民共和国	70
東ティモール	126
フィジー共和国	50
フィリピン共和国	35
フィンランド共和国	30
ブータン王国	70
プエルトリコ	40
フェロー諸島	75
フォークランド諸島	190
ブラジル連邦共和国	30
フランス共和国	20
フランス領ギアナ	50
フランス領ポリネシア	50
フランス領ワリス・フテュナ諸島	230
ブルガリア共和国	80
ブルキナファソ	80
ブルネイ・ダルサラーム国	62
ブルンジ共和国	70
米領サモア	50
米領バージン諸島	20
ベトナム社会主義共和国	85
ベナン共和国	80
ベネズエラ共和国	50
ベラルーシ共和国	80
ベリーズ	55
ペルー共和国	55
ベルギー王国	20
ポーランド共和国	40
ボスニア・ヘルツェゴビナ	60
ボツワナ共和国	75
ボリビア共和国	55
ポルトガル共和国	35
香港	30
ホンジュラス共和国	65
マーシャル諸島共和国	110

マイヨット島	150
マカオ	55
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	80
マダガスカル共和国	160
マデイラ諸島	35
マラウイ共和国	127
マリ共和国	55
マルタ共和国	70
マルチニーク島	55
マレーシア	30
ミクロネシア連邦	79
南アフリカ共和国	75
ミャンマー連邦	90
メキシコ合衆国	35
モーリシャス共和国	70
モーリタニア・イスラム共和国	80
モザンビーク共和国	127
モナコ国	25
モルディブ共和国	105
モロッコ王国	70
モンゴル国	60
ヨルダン・ハシミテ王国	110
ラオス人民民主共和国	105
ラトビア共和国	90
リトアニア共和国	60
リヒテンシュタイン公国	30
リベリア共和国	75
ルーマニア	60
ルクセンブルク大公国	35
ルワンダ共和国	125
レソト王国	70
レバノン共和国	112
レユニオン	70
ロシア連邦	45
インマルサットA設備	517
インマルサットB設備	307
インマルサットM設備	363
インマルサットミニM設備	209
インマルサット - M4/F (HSD)	700
イリジウム衛星携帯電話	250
スラーヤ衛星携帯電話	175

(2) ユニバーサルサービス料

1 電話番号当たりの負担額（番号単価）は、ユニバーサルサービス支援機関である社団法人電気通信事業者協会によって、半年に1回料金の見直しが行われているため、その内容に応じてお客さまにお支払いただく料金に変更される場合があります。

※料金額等の詳細は、社団法人電気通信事業者協会のホームページ (<https://www.tca.or.jp>) で確認できます。

(3) 電話リレーサービス料

1 電話番号当たりの負担額（番号単価）および支払期間は、電話リレーサービス支援機関である社団法人電気通信事業者協会によって、1年に1回見直しが行われるため、その内容に応じてお支払いいただく料金、支払期間が変更される場合があります。

※料金額等の詳細は、社団法人電気通信事業者協会のホームページ (<https://www.tca.or.jp>) で確認できます。

附則

（実施期日）

本規約は、2003年8月1日から実施します。

附則

（実施期日）

本規約は、2014年2月26日から実施します。

附則

（実施期日）

本規約は、2020年4月1日から実施します。

附則

（実施期日）

本規約は、2020年12月1日から実施します。

附則

（実施期日）

本規約は、2021年7月1日から実施します。